

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（汚水等排出施設等）</p> <p>第三条 法第二条第二号の政令で定める施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二号から第五十九号まで、第六十一号から第六十三号まで、第六十三号の三、第六十四号、第六十五号から第六十六号の二まで、第七十一号の五及び第七十一号の六に掲げる施設（同表第六十二号に掲げる施設で鉱山保安法第二条第二項の鉱山に設置されるものを除く。）とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第一（第三条関係）</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>十二 別表第一第三十三号に掲げる施設（塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、一・四―ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート<small>の製造の用に供するものに</small>限る。）</p>	<p>（汚水等排出施設等）</p> <p>第三条 法第二条第二号の政令で定める施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二号から第五十九号まで、第六十一号から第六十三号まで、第六十三号の三、第六十四号、第六十五号、第六十六号、第七十一号の五及び第七十一号の六に掲げる施設（同表第六十二号に掲げる施設で鉱山保安法第二条第二項の鉱山に設置されるものを除く。）とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第一（第三条関係）</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>十二 別表第一第三十三号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するものに限る。）</p>

十三 別表第一第三十四号に掲げる施設（テトラクロロエチレンを含有する物質若しくはニークロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。）

十四 別表第一第三十五号に掲げる施設（ニークロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。）

十五 別表第一第三十七号に掲げる施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。）

十六 別表第一第三十八号の二に掲げる施設

十七・十八 （略）

十九 別表第一第四十六号に掲げる施設（有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又は

十三 別表第一第三十四号に掲げる施設（テトラクロロエチレンを含有する物質を原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。）

十四 別表第一第三十七号に掲げる施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、ポリ（オキシエチレン）||アルキルエーテル（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）又はアルキルベンゼン（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）の製造の用に供するものに限る。）

十五・十六 （略）

十七 別表第一第四十六号に掲げる施設（有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又は

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四  
ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造  
の用に供するものに限る。）

二十 別表第一第四十七号に掲げる施設（水銀若しくはその化  
合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合  
物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として  
使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若  
しくは一・四ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製  
造の用に供するものに限る。）

二十一 (略)

二十二 別表第一第五十号に掲げる施設（トリクロロエチレン  
、テトラクロロエチレン又は一・四ジオキサンの試薬の製  
造の用に供するものに限る。）

二十三～三十二 (略)

三十三 別表第一第六十六号の二に掲げる施設

三十四・三十五 (略)

トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤と  
して使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに  
限る。）

十八 別表第一第四十七号に掲げる施設（水銀若しくはその化  
合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合  
物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として  
使用し、又はトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチ  
レンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに  
限る。）

十九 (略)

二十 別表第一第五十号に掲げる施設（トリクロロエチレン又  
はテトラクロロエチレンの試薬の製造の用に供するものに  
限る。）

二十一～三十 (略)

三十一・三十二 (略)